

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金（下記のとおり、平成25年4月～の改定後料金が上限額となります。現行料金は、参考資料4-8ページを参照してください。）

施設名	車両の種類		
	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
	(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 3 港湾施設利用者とは、条例第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 会議室利用料金

施設名	区分	面積	設備	利用料（1時間あたり）	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
港湾管理事務所	2階会議室A	45.60㎡	机6・椅子18	330円	360円
	2階会議室B	55.86㎡	机8・椅子24	400円	440円
	3階多目的室A	94.62㎡	机14・椅子42	670円	750円
	3階多目的室B	101.46㎡	机14・椅子42	720円	800円

備考 2階会議室、3階多目的室は、それぞれ2部屋を合わせて利用可能。

3 会議室設備利用料金

施設名	種別	設備	単位	利用料
港湾管理事務所	会議室音響セット	3階多目的室Aに設置	1回	1,400円

- 備考 1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。
 2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、

その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。
 この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

4 シャワー室利用料金

施設名	種別	単位	設備	利用料
港湾管理事務所	シャワー設備	1回(2分)	料金徴収機械式 男子：7機 女子：6機	100円

5 船具ロッカー利用料金

施設名	種別	利用区分	ロッカー数	利用料
港湾管理事務所	大型 (幅136*高64*奥75cm)	通年利用	99機	1箇年につき 12,700円
		1日利用	9機	1日につき 400円
	小型 (幅68*高64*奥75cm)	通年利用	84機	1箇年につき 6,350円
		1日利用	12機	1日につき 200円

備考 通年・1日のロッカー数の配分は、指定管理者が変更することができる。

6 舟艇上下架装置利用料金

施設名	設備	利用料
固定式荷役機械	2機	1回につき 600円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。